

《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》 雇用維持と事業継続を支援します

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等での**実質無利子・無担保融資**を拡充します

【第2章資金繰り ◆特別利子補給制度（実質無利子）】

※対象者は最近1か月の売上高が前年又は前々年同期比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 **2億円**、国民事業**4千万円** 商工中金 危機対応融資**2億円**

■ 民間金融機関の**実質無利子・無担保融資**を最大**4千万円**に拡充します

【第2章資金繰り ◆民間機有機間における実質無利子・無担保融資免】

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した方

■ 日本政策金融公庫等の**過去の借入れの実質無利子での借換**を拡充します

【第2章資金繰り ◆日本公庫等の既往債務の借換】

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 **2億円**、国民事業 **4千万円**
商工中金 危機対応融資 **2億円**

※借り換え限度額は、日本公庫 中小事業 **6億円**、国民事業 **8千万円**
商工中金 危機対応融資 **6億円**

2. 事業継続のための資金が必要

個 **中小** **中堅**

■ 事業全般に広く使える**持続化給付金**を最大**200万円**（個人事業主は**100万円**）支給します

【第3章給付金 ◆持続化給付金】

①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している方

②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある方

※ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています

3. 家賃の負担を軽減したい

個 **中小** **中堅**

■ 地代・家賃の負担軽減のため、**家賃支援給付金**を月額最大**100万円**（個人事業主は**50万円**）を6ヶ月分支給します

【第3章給付金 ◆家賃支援給付金】

※対象者は、5月～12月において以下のいずれかに該当する方

売上高減少が前年同月比で①いずれか1か月50%以上、②連続する3ヶ月30%以上

給付率 75万円まで2/3 それ以上1/3（個人事業主は 37.5万円まで2/3 それ以上1/3）

4. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

■ 雇用を維持した場合、従業員の**賃金等が10/10助成**されます

■ 休業・教育訓練の助成額の**上限を15,000円**に引き上げます

【第5章経営環境 ◆雇用調整助成金の特別措置】 ※解雇を伴わない場合の助成率 中小企業10/10 大企業3/4

5. 事業再開に向けて前向きな投資を行いたい

個 中小

- ① ものづくり補助金の補助率を1/2から2/3、3/4へ上げます
 - ② 持続化補助金の補助上限を50万円から100万へ、補助率を3/4へ上げます
 - ③ IT導入補助金の補助率を1/2から2/3、3/4へ上げます
- ①②は、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組に定額50万円を上乗せできます

【第4章設備投資・販売開拓 ◆生産性革命推進事業】

※申請要件は補助対象経費の1/6以上が以下の要件に合致する投資、補助率はA類型2/3、B・C類型3/4

A：サプライチェーンの毀損への対応

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

C：テレワーク環境の整備

6. 国内の生産体制を強化したい

中小 中堅 大

- 生産拠点の集中度が高い製品・部素材や国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内生産拠点の設備導入を支援します

【第4章設備投資・販売開拓 ◆サプライチェーン対策のための国内投資促進事業】

※補助率 大企業 1/2 中小企業等 2/3 中小企業等グループ 3/4

補助上限 150億円 事業期間 3年（大規模投資案件は4年）

※【】内はパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（右下QRコード参照）の目次に記載の章番号と施策名です。各制度の利用条件など詳細は別途パンフレット等でご確認ください。

※令和2年度第2次補正予算の成立が前提の事業については、今後、事業の内容が変更される事があります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

お問い合わせ先

中部経済産業局

中小企業課 電話番号：052-951-2748

自動車関連取引相談窓口：052-951-2724

受付時間 9:00-17:00(12:00-13:00を除く)

<https://www.chubu.meti.go.jp/information/covid.html>

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」からご確認いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010>

[/20200228010.html](https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010)



● 感染症流行が収束した後の経済活動の回復に向けた支援策等もごさいます。

● 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、

または右のQRコードよりご確認ください。

